

明石市公共下水道取付管設置基準（污水）

平成 29 年 2 月 15 日制定

（趣旨）

第 1 条 この基準（以下、「本基準」という。）は、明石市公共下水道の円滑な事業推進及び事務取扱いの適正化のため、取付管（污水を排水する目的のもの）の設置について必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）「取付管」とは、敷地内の污水を排水するために設置する排水設備、共同排水設備又はこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）から公共下水道の本管（污水若しくは合流）に固着する排水管をいう。
- （２）「敷地」とは、前面道路における本管布設時において、一体的に利用している土地の単位（必ずしも筆単位ではない）をいう。
- （３）「設置義務者」とは、下水道法第 10 条第 1 項に定める者、又は建物使用者をいう。

（敷地に設置できる取付管箇所数）

第 3 条 取付管の設置は、原則 1 敷地に 1 箇所とする。ただし、次に掲げる場合は、これを超えて設置することができる。

- （１）排水系統を 1 箇所に集約することが合理的でない場合。
- （２）給水、排水設備を備えた建物が敷地内に複数存在する場合。
- （３）上記（１）（２）にかかわらず、市長が必要と認めるとき。

（取付管設置費の負担）

第 4 条 前条の規定による取付管の設置費用は、敷地の面積が 500 ㎡以下について 1 箇所、500 ㎡を超える部分については 500 ㎡毎に 1 箇所を市が負担する（以下、「面積基準」という。）。この面積基準を超えて設置する場合の設置費用は、設置義務者の負担とする。ただし、取付管の設置が「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例」第 2 条第 10 号の「開発事業」に含まれる場合は、全て設置義務者の負担とする。

(取付管設置工事)

第5条 取付管設置工事は、前条により費用負担する者（「市」「設置義務者」）が設置工事を行う。

ただし、面積基準を超える取付管の設置の場合であっても、市が行う前面道路の本管工事に合せて工事を行う場合で、かつ、設置費用を設置義務者が全部又は一部を負担する場合には、市が設置工事を行うことができる。

(取付管設置工事の手続)

第6条 前面道路に本管が布設された後、土地利用の変更等に伴い取付管を設置する場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 市が設置工事をする場合は、次のいずれかの手続とする。

①設置義務者は、建物の排水設備に係る「排水設備等計画（変更）確認申請書」（以下、「排確申請」という。）の提出に合わせて、「取付管設置申請書（様式第1号）」を市に提出し、それぞれの「確認」及び「決定（様式第2号）」を受けること。

②建物の排水設備計画が未定の場合は、上水引込工事と取付管設置工事を一体的に行う（原則、同一舗装復旧範囲）ことができる場合で、かつ、設置義務者が最終枳の設置に係る排確申請の提出に合わせて、「取付管設置申請書」を市に提出する場合でなければ、それぞれの「確認」及び「決定」を受けることはできない。

(2) 設置義務者が設置工事をする場合は、下水道法第16条の手続によるものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。